

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊豊川駐屯地  
第308会計隊長 齊藤 貴哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
6QF61KT00250	6RRA1AE0015 0001						
品名 または 件名							
(8) 貯水槽等内部清掃役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
豊川駐業				業務隊管理科営繕班			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
望月事務官 (3379)				令和8年8月28日 (金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和8年5月28日 (木) 13時10分 第308会計隊 入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

「契約条項等を示す場所」

契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第308会計隊事務室 契約班窓口において配布する。  
令和8年4月22日～令和8年5月27日 (0815～1700) (土日については電話連絡すること)

上記以外については別紙のとおり

仕様書担当者 望月

電話番号 0533-86-3151 (内線) 3379

契約班担当者 加藤

電話番号 0533-86-3151 (内線) 3347

FAX番号 0533-84-7850

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## ア 資本関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(7) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係がある場合

次の(7)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(7)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。

(7) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

## 4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (7) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書のほか下記の条項を適用する。

(1) 基本契約条項

役務請負契約条項

(2) 特約条項

ア 談合等の不正行為に関する特約条項

イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約金額が100万円を超える場合は請書を、250万円を超える場合は契約書を作成する。(金額によっては、省略する場合もあり)  
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定(消費税抜)

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和8年5月27日(水)17時00分必着分**までを有効とする。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずすること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (2) 電報・電話等による入札は認めない。
- (3) 入札に参加する者は、**令和8年5月27日(水)12時00分**までに令和07・08・09年度全省庁統一資格の決定通知書の写しを提出すること。(FAX可)
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (5) 市場価格調査への協力を依頼する。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入すること。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、連絡する場合がある。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をすること。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班窓口にて閲覧すること。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先  
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1  
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：加藤  
0533-86-3151 内線(3347) FAX0533-84-7850(直通)  
メール：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (9) 仕様内容に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 担当：望月  
0533-86-3151 内線(3379)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊  
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊  
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊  
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。  
豊橋商工会議所





# (8) 貯水槽等内部清掃役務

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

件名	(8) 貯水槽等内部清掃役務		
図面名称	表紙		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	1 / 3	

## 仕 様 書

### 1 件 名

(8) 貯水槽等内部清掃役務

### 2 実施場所

愛知県豊川市穂ノ原1丁目1番地 陸上自衛隊豊川駐屯地

### 3 実施概要

本役務は、陸上自衛隊豊川駐屯地内にある高置水槽及び受水槽の内部清掃を実施するものである。

### 4 実施期間

令和8年8月28日(金)

ただし、作業は同年7月31日(金)までに完了させること。

### 5 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書・図面によるほか建築保全業務共通仕様書・水道法・水道法施行規則・水質基準に関する省令・建築物における衛生的環境の確保に関する法律・施行規則及び同法に基づく厚生労働省告示ならびに各地方条例に基づき実施すること。
- (2) 役務は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
- (3) 受注者は、役務実施に先立ち、監督官と協議のうえ工程表を作成し監督官に提出することとし、了解を得たのち役務を実施すること。
- (4) 役務は受注者の責任作業とし、役務に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
- (5) 役務時間は午前8時30分から午後5時までとする。なお時間外、土曜日・日曜日及び祝日等に役務を実施する場合は、事前に監督官に届出て指示に従い実施すること。
- (6) 役務に際し仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (7) 役務実施に際し、受注者は役務条件を役務関係者に十分把握させると共に、安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (8) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない役務中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、役務場所以外の立ち入りを禁止する。役務の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
- (9) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し指示に従うこと。

### 6 特記仕様

- (1) 高置水槽の清掃は、原則として受水槽清掃と同じ日に行うこととする。
- (2) 請負業者は作業開始前に腸内細菌検査を受検し、検査項目すべてにおいて陰性であることが確認できる証明書等を監督官に提出し、承認を受けたのち作業を開始すること。
- (2) 作業衣及び使用器具は、受水槽等の清掃専用のものを使用することとし、作業にあたっては作業衣及び使用器具の消毒を行い、衛生的に行うこと。
- (3) 壁面等に付着した物質の除去は受水槽等の材質に応じ、適切な方法で行うこと。
- (4) 清掃終了後水道引込管内等の停滞水の管内のもらい錆等が流入しないよう

にすること。

- (5) 消毒薬は有効塩素50～100mg/lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。
- (6) 消毒は受水槽等内の全壁面、床及び天井の下面について消毒薬を高圧洗浄機等で吹き付け、若しくはブラシを使用して実施すること。
- (7) 消毒による排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は受水槽等内に立入りしないこと。
- (8) 消毒後の水洗い及び受水槽等内への上水注入は消毒終了後30分以上経過してから行うこと。
- (9) 受水槽等水張終了後、給水を開始するときは受水槽等における水について水質検査及び残留塩素の測定を実施すること。
  - ア 水質検査：色度5度以下、濁度2度以下、臭気・味が異常でないこと(消毒によるものを除く)
  - イ 残留塩素：遊離残留塩素の場合0.2mg/l以上  
結合残留塩素の場合1.5mg/l以上の含有率
- (10) 清掃実施日の前日までに作業者全員の腸内細菌検査検査成績書を提出し、作業者が健康な状態で実施すること。
- (11) 清掃実施タンクは下記に示す。

項 目	規 格	場 所
受水槽	有効容量325m <sup>3</sup> (162.5m <sup>3</sup> ×2槽) FRP製	193号給水所
高置水槽	有効容量50m <sup>3</sup> (25m <sup>3</sup> ×2槽) ステンレス製	200号隊庁舎屋上

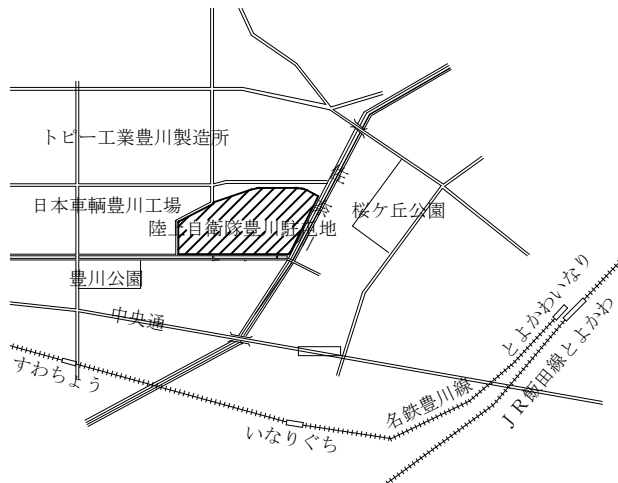
### 7 提出書類

- (1) 工程表 1部(契約後速やかに)
- (2) 現場代理人届・略歴書 1部(同上)
- (3) 役務開始届 1部(同上)
- (4) 腸内細菌検査成績書 1部(同上)
- (5) 打合せ簿 1部(その都度)
- (6) 作業写真 1部(作業後速やかに)
- (7) 役務完了届 1部(同上)
- (8) その他指示する書類 1部(その都度)

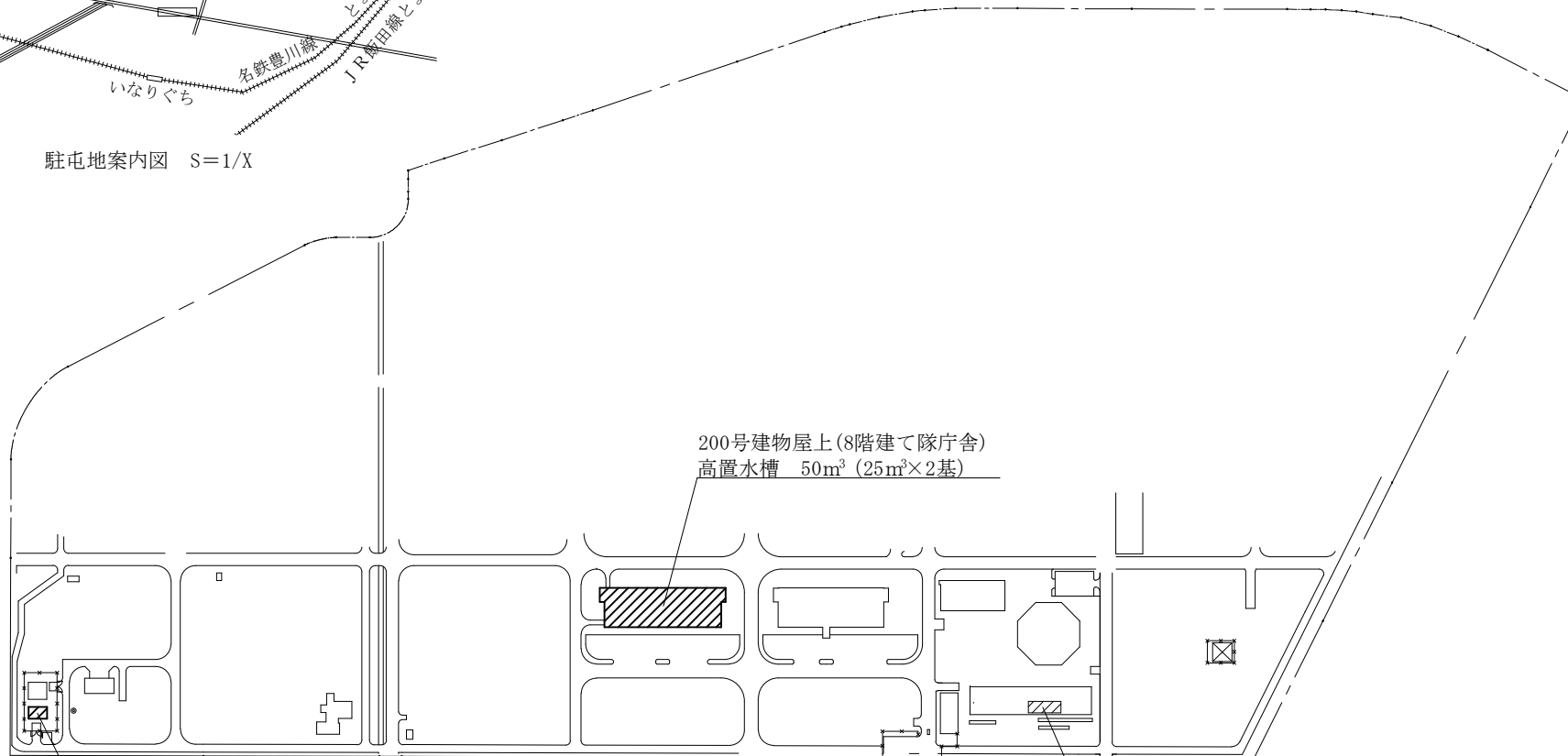
### 8 完了検査

作業終了後、現場清掃を実施し、A4ファイルに提出書類を整理の上、監督官に提出し、検査官の実施する完成検査を受け、合格をもって完了とする。

役務件名	(8) 貯水槽等内部清掃役務		
図面名称	仕様書		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	2/3	



駐屯地案内図 S=1/X



200号建物屋上(8階建て隊庁舎)  
高置水槽 50m<sup>3</sup> (25m<sup>3</sup>×2基)

駐屯地配置図 S=1/4500

業務調整先：管理科営繕班事務所

193号建物  
受水槽 325m<sup>3</sup> (162.5m<sup>3</sup>×2基)

 作業場所

件名	(8) 貯水槽等内部清掃役務	
図面名称	案内図・配置図	
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊	図面番号	3 / 3



